

「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

【第1プロセス：教職課程センター等による教職課程自己点検・評価の実施決定・周知】

全学的な組織の教職課程センター等は学長の意を受け、学内の教職課程の自己点検・評価を行うことを組織決定するとともに、自己点検・評価の実施方針の決定を行います。その方針には自己点検・評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目が含まれます。この決定事項は、各学部の教職課程委員会が関係者に伝達し、周知を図ります。

【第2プロセス：各学部教職課程委員会による教職課程自己点検・評価の進め方の検討・協議、教職課程センター等との実施手順の確認】

各学部の教職課程委員会は、教職課程センター等における方針の決定を受けて、当該学部の教職課程自己点検・評価の進め方について検討します。その際、教職課程センター等は、各学部の教職課程委員会と協議をして、情報・データの扱いについて各学部間の調整、実施期間、検証の対象とする項目、分析結果の集約方法、結果の公表方法、結果や成果を各学部の教職課程の改善・向上につなげる方策の在り方などについて協議し、確認を行います。

【第3プロセス：教職課程自己点検・評価の実施及び分析と新たなアクション・プランの策定】

各学部の教職課程委員会は、定められた実施期間や部内報告提出期限を前提に、教職協働を基本とした役割分担のもと、対象項目の点検・評価活動を行います。その際、情報・データの収集は、必要に応じ事務局スタッフが IR (Institutional Research) 機能を担う一環としてこれに従事したり、授業科目を担当する教員に協力を要請したりします。以上を踏まえ、具体的な自己点検・評価項目を分析します。分析内容としては各「基準項目」における当該大学教職課程の「個性・特色」や「直面している課題」をリフレクションすることが重要となります。

教職課程センター等は、「教職課程自己点検・評価」の分析を基に年次計画や中・長期計画の一部をなすものとして、教職課程の改善・向上にむけたアクション・プランを検討・策定します。アクション・プランは特に教職課程に関係する教職員間で共通理解を図ることが求められます。

教職課程センター等は、各担当部署や学科等から提出された報告書について、記述の重複や粗密、分量等について大学全体としてのバランスや統一性を確保してください。

【第4プロセス：「教職課程自己点検・評価報告書」の作成と協議による確定・HP等への公表、当協会への提出】

「教職課程自己点検・評価報告書」の記入フォームについては、3種類を提示しましたので、各大学の事情に応じてお使いください。(記入フォーム1：大学全体評価の方法は、各学部報告書を一連にし、学長の作成した大学としての全体評価を加えて取りまとめる方法)

教職課程センター等は、各学部の報告書を集約・点検し、大学としての全体評価を加えて「教職課程自己点検・評価報告書」を完成します。その公表に先立って、内容について学長に報告、承認を得ます。公表の形式や方法は、各大学の判断に委ねられますが、当該大学の教職課程に関係する全教職員と全学生

がその内容を共有できる方法が求められます。公表に当たっては、教職課程の情報公表を義務化した教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 (6)「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」の趣旨に沿い、これを公表することが必要となります。なお、大学HP等への掲載は、原則として実施年度末となります。

【全私教協による助言・評価】

上記の教職課程自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために、当協会教職課程自己点検・評価委員会からの助言や評価を取り入れることも必要です。また、大学間の特色と課題の情報共有、協力体制によるメリットが得られるように、各地区協議会における会員大学間の相互評価を通じた教職課程質保証の取組に対して、全国的な水準の維持向上の観点から当協会が必要に応じて助言します。

令和 6 年度「教職課程自己点検・評価報告書」作成の手引きより

プロセスの要点と取組の時系列(①②…は、業務順を示す)

プロセス段階	時期	学科・研究科	担当者	運営委員会
【第 1 プロセス：教職センター運営委員会による教職課程自己点検評価の実施決定】	5/23 運営委員会	③学科・研究科への周知事項を共通理解 ③改正点がある場合 ➡運営委員会の指示に従って確認	①-1 学内の教職課程の自己点検評価を行うことの提案準備 ①-2 自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項の原案作成 ①法令由来事項の充足状況の確認 (6 月中旬まで)	②-1 学内の教職課程の自己点検評価を行うことの組織決定 ②-2 自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項の検討・策定
【第 2 プロセス：各学部教職課程委員会による教職課程自己点検・評価の進め方の検討・協議、教職課程センター等との実施手順の確認】	6 月下旬 学部での検討・協議(7 月末まで)	③各学科・各研究科の教職課程自己点検評価の進め方について検討・協議(7 月末まで)⇒必ずしも全学横並びとする必要はないが、異なるものとする場合は、学科・研究科としての案を教職センター運営委員会へ提出	②各学科・各研究科の教職課程自己点検評価の進め方について原案作成	①学科・研究科の教職課程自己点検評価の進め方について検討・協議・決定 ②改正点がある場合 ➡検討し、必要に応じて、各学部・各研究科への情報・データの収集・分析・集約の方法について意見集約

【第3プロセス:教職課程自己点検・評価の実施及び分析と新たなアクション・プランの策定】	この内容は、年度初めに実施する「自己点検評価を行う際の内容や項目、時期等の設定業務」が該当するととらえています。			
	2025年2月末まで	①対象項目の点検評価業務 (2024.8~2024.12)	①最終確認の準備 ②具体的な自己点検評価項目の分析原案作成(2025年1月末まで)	②最終確認 ③具体的な自己点検評価項目を分析・確定(2月末)
【第4プロセス:「教職課程自己点検・評価報告書」の作成と協議による確定・HP等への公表、当協会への提出】	2025年5月末まで		①各学部・各研究科の報告書を集約・点検し、大学としての全体評価を加えて「教職課程自己点検評価報告書」を完成(2025.2月末まで)	②学長と確定に向けた報告・協議を行い、承認を得る。(2024.3月) ③公表(2025.5月末まで)